

# 社会福祉法人 申請手続きの手引き

改訂 令和3年3月  
藤枝市 健康福祉部 福祉政策課

～ 目 次 ～

第0章 総論 .....	1
第1章 定款変更認可申請 .....	3
1 概要	
2 定款変更認可申請の流れ	
3 定款変更認可申請書 様式	
4 書類作成上の注意点	
5 各申請事項とチェック	
(1) <u>新たに事業を開始するとき</u>	
(2) <u>既存事業を廃止するとき</u>	
(3) <u>基本財産（土地、建物及び現金）が減少したとき</u>	
(4) <u>理事・監事・評議員の定数を変更するとき</u>	
(5) <u>新たな役職をを設置するとき</u>	
(6) <u>所轄庁が変更になるとき</u>	
(7) <u>その他定款の文言変更</u>	
第2章 定款変更届 .....	16
1 概要	
2 定款変更届の流れ	
3 定款変更届 様式	
4 書類作成上の注意点	
5 変更届事項とチェック	
(1) <u>法人本部所在地が移転（変更）したとき</u>	
(2) <u>基本財産（土地、建物及び現金）が増加したとき</u>	
(3) <u>公告の方法を変更するとき</u>	
第3章 基本財産処分承認申請 .....	25
1 概要	
2 基本財産処分承認申請の流れ	
3 基本財産処分承認申請書 書式	
4 書類作成上の注意点	
5 基本財産処分承認申請事項	
(1) <u>基本財産（土地、建物）の取り壊し、売却、譲渡及び貸与</u>	
(2) <u>基本財産（土地、建物）の運用財産等への転換</u>	
(3) <u>基本財産（基金）の取崩し</u>	
第4章 基本財産担保提供特例 .....	30
1 概要	
2 特例の手続き	
3 Q & A	
第5章 様式集 .....	32

## 第0章 総論

社会福祉法人の定款については、社会福祉法第31条の必要的記載事項の外、相対的記載事項と任意的記載事項があり、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付厚生労働大臣官房障害保健福祉部長、社会援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知、最終改正令和2年12月25日）別紙2「社会福祉法人定款例」（以下「定款例」という。）に示された記載例を参考にして作成します。

定款を変更する場合、その内容によって、所轄庁の認可または所轄庁への届け出が必要となります。

変更内容が、認可を要するものと届け出れば足りるものが混在するものである場合は、変更認可申請の手続きを行います。

### 【社会福祉法】

#### （定款の変更）

第45条の36第2項 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

### 【社会福祉法施行規則】

#### （定款変更の届出）

第4条 法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第31条第1項第4号に掲げる事項…【事務所の所在地】
  - 二 法第31条第1項第9号に掲げる事項（基本財産の増加に限る。）…【資産に関する事項】
  - 三 法第31条第1項第15号に掲げる事項…【公告の方法】
- 2 前条第一項の規定は、第45条の36第4項の規定により定款の変更の届出をする場合に準用する。この場合において、前条第一項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。

定款変更のうち所轄庁への届け出で足りることとされている事項

- ① 事務所の所在地の変更
- ② 資産に関する事項の変更で基本財産の増加に係る場合

※既存の財産の変更ではなく、まったく新しく財産を取得した場合を指します。そのため建物の改築や増築、土地の地積変更等既存の基本財産から変更を加える増加は、該当しません。（基本財産の増減に関する申請、届出の種類を表参照）

- ③ 公告の方法の変更

(基本財産の増減に関する申請、届出の種類)

建物				土地			現金	
新築	改築	増築	解体	取得	地積変更	減少	増加	減少
届出	認可	認可	認可※	届出	認可	認可※	届出	認可※

※基本財産の処分にあたっては、事前に所轄庁の承認が必要です。先に基本財産処分承認申請を行い、承認を得た後に定款変更認可申請を行ってください。

基本財産処分承認の手続きについては、第3章「基本財産処分承認申請」を参照してください。

なお、基本財産を担保に供する場合も所轄庁の承認が必要です。手続きについては、個別に所轄庁へお問い合わせください。

【社会福祉法人の認可について（局長通知）】

審査基準

第2-2 資産の区分

(1) 基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

社会福祉法人定款例

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

定款変更等が形式的に行われることが無いよう、基本的には計画が固まった段階で、事前に行ってください。

【社会福祉法人の認可について（局長通知）】

審査基準

第5 その他

(2) 定款変更認可及び基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を行うようにすること。

# 第1章 定款変更認可申請

## 1 概要

---

社会福祉法人が定款変更の認可を受けようとするときは、定款変更認可申請書と必要な添付書類を所轄庁あてに提出します。

所轄庁では、申請の内容について審査及び必要な調査を行い、定款変更の認可を行います。

定款変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じないので、十分に留意してください。

また、当該定款変更事項が社会福祉法人の登記事項に関する変更であるときは、認可後速やかに変更の登記をしなければなりません。

## 2 定款変更認可申請の流れ

---

- (1) 定款変更内容を整理した上、所轄庁担当者まで事前相談（電話、来庁どちらでも可能）を行う。
- (2) 変更後の定款（案）、新旧対照表を作成する。
- (3) 理事会において、当該定款変更を評議員会の議題として承認の決議を得る。
- (4) 評議員会の特別決議（注）による承認を得る。

（注）特別決議とは、議決に加わることができる評議員の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行われる決議を言います。

- (5) 「定款変更認可申請書」を所轄庁あてに、必要な添付書類とともに2部ずつ提出する。
- (6) 提出してから、所轄庁において審査が行われ、適当と認められた場合に「定款変更認可書」が交付される。

※「定款変更認可書」に記載がある認可日より、当該定款変更の効力が認められます。

- (7) 当該定款変更が法人の登記事項（組合等登記令第2条第2項）に関する変更であれば、定款変更内容を法務局にて登記する。

組合等登記令第2条第2項

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表1の登記事項の欄に掲げる事項（資産の総額）

### 3 定款変更認可申請書 様式

---

【社会福祉法人の認可について（局長通知）】

別記第1 社会福祉法人関係申請書類様式例 様式第2

【社会福祉法人の認可について（局長通知）】

審査基準

第5 その他

(6) 法人に関する申請書等の様式は、当該申請者等に別段の支障がない限り、別記第1の様式例によるよう指導すること。

### 4 書類作成上の注意点

---

- (1) 定款変更添付書類一覧表（21～22ページ）で、必要なものについて2部ずつ提出して下さい。
- (2) 提出書類の用紙の大きさはすべてA4に統一して下さい。A4より小さい書類はA4の台紙に貼付して下さい。
- (3) 申請書が複数枚に渡るときは割り印又は袋綴じをしてください。
- (4) 申請書の変更前、変更後の条文については、改正部分に下線を引いてください。
- (5) 土地、建物の表示は、1筆、1棟ごととし、登記簿上の記載内容と一致させる必要があります。
- (6) 住所、氏名は一字一句すべて印鑑登録証明書記載のとおりに入力して下さい。  
例：住所 ○…■町一丁目2番5号 ×…■町1-2-5
- (7) 理事会及び評議員会の議事録は、議事録本文及び議案書を添付してください。また割り印又は袋綴じをし、理事長名の原本証明（日付含む）をしてください。
- (8) 変更前の定款は、割り印又は袋綴じをし、理事長名の原本証明（日付含む）をしてください。
- (9) 変更前及び変更後の定款は、ワード形式によるデータを提出してください。
- (10) 「事業の変更」については、事業種類ごとに定款記載している法人は、新たな事業種類の開始及び既存の事業種類の廃止についてのみ、申請が必要になります。

## 5 各申請事項とチェック

---

### (1) 新たに事業を開始するとき

社会福祉法人において新規事業を行う場合、定款に記載の上、法人登記簿に記載する必要があります。ただし、「事業種類」ごとに定款記載している場合は、新たな「事業種類」の開始についてのみ、定款変更が必要となります。新規事業であっても、定款に記載されている「事業種類」に含まれる事業であれば、定款変更は不要です。この場合、自主・受託の経営区分は関係ありません。

#### ◆申請を行う時期

定款変更が必要な新規事業を開始する場合には、当該事業を開始する前に、速やかに定款変更を行うようにして下さい。

#### ◆留意点

##### (i) 事業計画

事業・予算規模にあった計画になっているか。

##### (ii) 収支予算計画

事業区分、拠点区分、勘定科目等はあるか。収支計画にマイナスが生じていないか。

#### ◆事業表記方法について

##### (i) 社会福祉事業

社会福祉法に基づく事業表記で記載する必要があります。

原則、「社会福祉事業名」＋「の経営」と記載します。

(例) 特別養護老人ホームの経営

##### (ii) 公益事業

社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする事業が該当します。

当該公益事業が「事業」の場合は、「の経営」は不要です。

(例) 居宅介護支援事業

当該公益事業が、「施設」等の場合は、「の経営」を記載します。

(例) 地域包括支援センターの経営

※行政からの委託事業の場合は、委託契約上の委託事業名を記載することが一般的です。

### (iii) 収益事業

社会福祉事業及び公益事業を除く、収益を目的とする事業です。

当該収益事業の事業内容がわかるような名称にする必要があります。

(例) 自動販売機の設置、不動産賃貸業

## 【参考】社会福祉法人が収益事業を行う際の注意事項

### 1 収益事業を開始する目的の確認（必要性）

社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。〔社会福祉法人の認可について（局長通知）審査基準第1-3（1）〕

### 2 収益事業の事業内容の確認

#### (1) 収益事業として認められない事業

法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なもの

〔社会福祉法人の認可について（局長通知）審査基準第1-3（2）〕

※「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」がある事業とは、下記のことを指します。

〔社会福祉法人の認可について（課長通知）審査要領第1-3（2）〕

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律にいう風俗営業及び風俗関連営業
- ②高利な融資事業
- ③前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業又は公益事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるもの〔社会福祉法人の認可について（局長通知）審査基準第1-3（4）〕

※「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」がある事業とは、下記のような場合を指します。〔社会福祉法人の認可について（課長通知）審査要領第1-3（3）〕

- ①社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれがある場合
- ②社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

## (2) 事業の規模

収益事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し、従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業は認められないこと。〔社会福祉法人の認可について（局長通知）審査基準第1-3（5）〕

事業の規模は、原則予算規模（収入予算額の合計）で確認します。収入予算額で確認するのは、支出が収入を超える予算は認められないためです。公益事業についても実施している場合は、公益事業と収益事業の予算規模を合計して社会福祉事業の予算規模を超えないことが必要になります。

## (3) 事業の種類

事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。〔社会福祉法人の認可について（課長通知）審査要領第1-3（4）〕

当該法人の所有する不動産には、社会福祉事業の用に供する不動産（基本財産）は含まれません。新たに不動産を購入して不動産賃貸業を行う場合には、目的、当初の資金計画、収益性、建物のための修繕費等のコスト等の確認が必要です。

## 3 収益事業の資金計画

### (1) 収益事業の会計

収益事業に関する会計は、社会福祉事業及び公益事業に関する会計と区分すること。

〔社会福祉法第26条第2項〕

社会福祉法人会計基準の規定に基づき、収益事業に関する事業区分を設定します。

### (2) 事業開始に係る資金

収益事業の開始に必要な資金に、社会福祉事業の資金は使用できません。

【参考】根拠通知（各事業ごとの資金用途制限通知）

○特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱いについて（平成12年3月10日老発第188号 最終改正：平成26年6月30日）

○障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて（平成18年10月18日障発第1018003号 最終改正：平成19年3月30日）

○社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発0312001号、老発0312001号 最終改正：平成29年3月29日）

○子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号 最終改正：平成30年4月16日）等

収益事業開始のために、本部等に一度繰り入れて本部資金を使用したことにすることも認められません。

### (3) 事業の収益性（事業計画及び収支予算の確認）

社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。

〔社会福祉法人の認可について（局長通知）審査基準第1-3（1）〕

マンションやアパートの経営等の場合には、建物等の価値が減価しているため長期的な資金計画も確認する必要があります。

当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。

〔社会福祉法人の認可について（局長通知）審査基準第1-3（3）〕

収益事業は、事業から収益が出るだけではなく、社会福祉事業又は公益事業への資金の繰入の予算が計上されていることが必要です。

## 4 定款変更の必要がない事業

次のような場合には、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はない。

①当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合

（例）法人が使用しない時間に、会議室を外部の者に使用させる場合

②たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興業を行う場合

③社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する場合

〔社会福祉法人の認可について（局長通知）審査基準第1-3（1）〕

## 5 収益事業の停止の場合

所轄庁は、社会福祉法第26条第1項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

①当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと

②当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること

③当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること

〔社会福祉法第57条〕

## **(2) 既存事業を廃止するとき**

社会福祉法人において実施している事業を廃止する場合、事業廃止後速やかに、定款から事業表記を削除しなければなりません。

定款から削除した上で、法人登記簿を変更する必要があります。

ただし、「事業種類」ごとに定款記載している場合は「事業種類」の廃止についてのみ、定款変更が必要になります。事業廃止の場合でも、当該事業が他の事業と併せた「事業種類」として記載されていて、他の事業の方は継続するという場合には、定款変更は不要です。

### **◆申請を行う時期**

既存事業を廃止する場合には、事業を廃止した後、速やかに定款変更を行うようにして下さい。

### **◆留意点**

#### (i) 利用者

当該事業を利用していた利用者の処遇をどうするか。

#### (ii) 職員

勤めている職員の処遇をどうするか。

#### (iii) 建物

当該事業に使用していた場所は、どうするか。

#### (iv) 備品関係

当該事業のために使用していた備品は、どうするか。

#### (v) 個人情報

当該事業に係る個人情報の取扱いは、どうするか。

#### (vi) その他

事業廃止にあたり、懸念される事項を再確認すること。

## **(4) 基本財産(土地、建物及び現金)が減少したとき**

社会福祉事業に供する財産(土地、建物及び現金)が減った場合、定款の基本財産の項目から削除する必要があります。

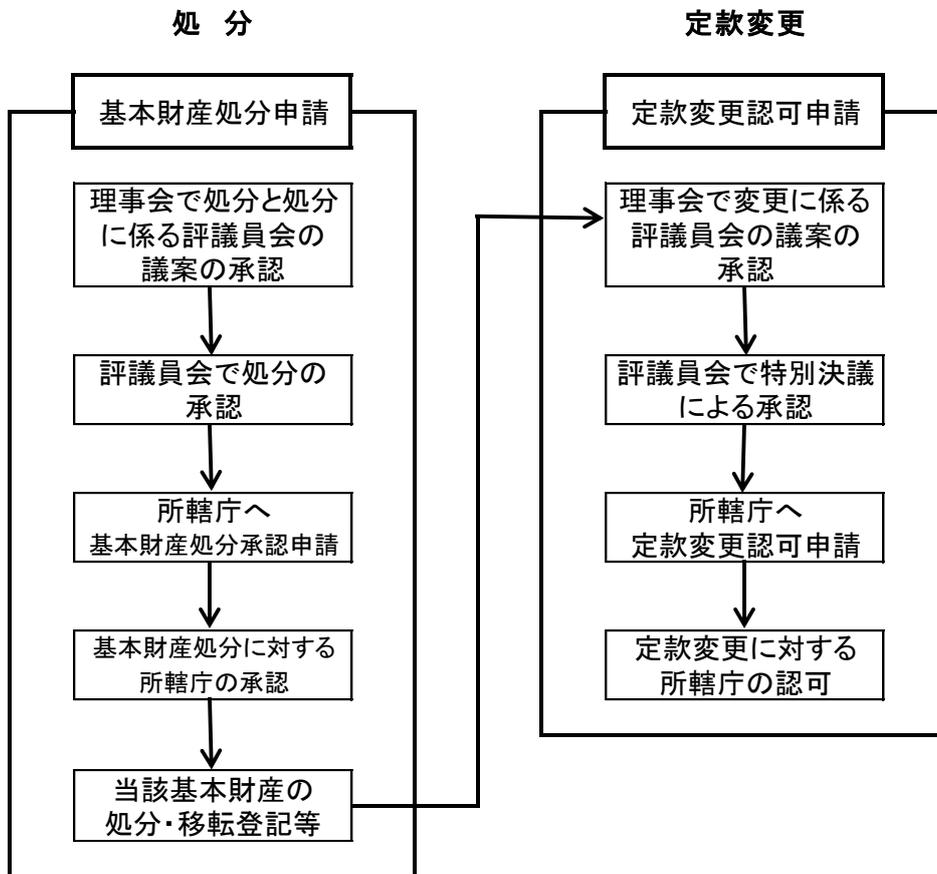
ただし、基本財産の処分にあたっては、事前に所轄庁の承認が必要です。先に基本財産処分承認申請を行い、承認を得た後に定款変更認可申請を行ってください。基本財産処分承認の手続については、第3章「基本財産処分承認申請」を参照してください。

◆申請を行う時期

土地及び建物の場合は、所轄庁の基本財産処分承認後、当該不動産を処分し、所有権移転登記または閉鎖登記を完了した時点で、申請を行うことになります。

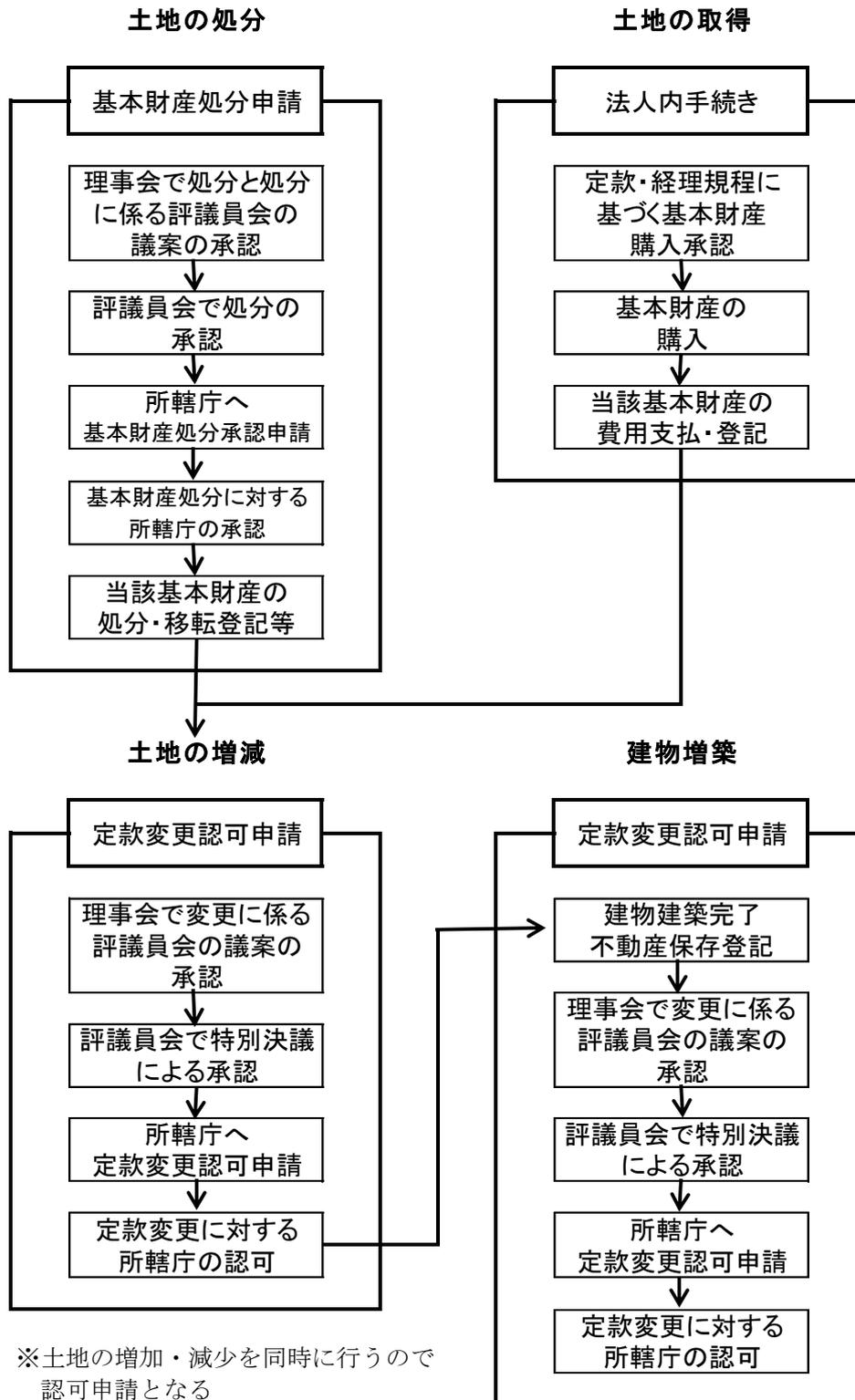
現金の場合は、基本財産特定預金を取り崩した後、申請を行うことになります。

◆全体フロー（参考）



事例

土地を交換し、建物を増築する場合



※土地の増加・減少を同時に行うので認可申請となる

※土地の交換に係る不動産登記の完了と建物の増築に伴う不動産登記の完了の間で事業年度の決算日をまたがない場合は、一括して定款変更認可申請しても可とする。

#### **(4) 理事・監事・評議員の定数を変更するとき**

理事・監事・評議員（以下「役員等」という。）の定数を変更する際、所轄庁の認可が必要となります。定数を変更する際は、定数変更の必要性及び理由、法人運営への影響を十分議論した上、ご申請ください。

実際の定数に変更されるのは、所轄庁による定款変更認可日以降になりますので、ご注意ください。たとえ役員会で承認を受けている場合でも、所轄庁による認可前は定数変更前の人数で法人運営することになります。

##### **(参考) 役員等の定数増による新任役員の任期**

役員等の任期は、選任後、評議員は4年、理事及び監事は2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされています(法第41条、第45条)。役員等の定数の増員をした場合に、新規に選任された者の任期についても先述の期間となるため、他役員等との間で任期のズレが生じる場合があります。

この場合において、他役員等との任期を合わせたい場合は、定款の附則に文言を追記することで、新規に就任した役員等の任期を短縮し、他の役員等の任期満了日に揃えることができます。

※記載例

(附則)

〇〇年〇〇月〇〇日付けの定款変更の認可申請に伴い増員された理事(監事、評議員)の任期は、第19条の規定にかかわらず、〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

#### **◆申請を行う時期**

役員等の定数を変更する場合は、理事会及び評議員会で定数変更についての決議を経た後に、申請する必要があります。

## ◆留意点

役員等の定数と親族等の制限は以下のとおりです。

(評議員の資格等)

社会福祉法第40条

- 3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。
- 4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。
- 5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

(役員資格等)

社会福祉法第44条

- 3 理事は6人以上、監事は2人以上でなければならない。
- 6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が3人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

## (5) 新たな役職を設置するとき

新たに役職を設置して定款に定める場合、定款変更の認可が必要になります。役職については定款の任意記載事項ですが、理事長と同様に理事会の決議によって選定される業務執行理事（社会福祉法第45条の16第2項第2号）や、他の役員等と異なる権限の付与や報酬基準の適用がある役職の設置は、定款に記載すべき内容であると考えられます。

なお、定款変更の効力は所轄庁による認可日から発生するため、それ以前は変更後の定款に基づく役職の権限等は無効ですので、ご注意ください。

## ◆申請を行う時期

定款に記載する役職を設置する場合は、理事会及び評議員会で役職設置についての定款変更の決議を経た後に、申請する必要があります。

## ◆留意点

### (i) 役職設置の目的の確認（必要性や理由等）

- 役職設置により、社会福祉法人の運営に関して合理性があると認められることが必要です。
- 設置することになった経緯や理由も、理事会及び評議員会で議論しておく必要があります。

### (ii) 設置する役職の就任予定者の確認

- 就任予定者が管理者等の別の業務を兼務している等、設置する役職の業務に従事できない場合は認められません。

### (iii) 設置する役職の職務内容や権限

- 定款細則等の規程（※）に、設置する役職の具体的な職務内容や職務権限を明確に定める必要があります。  
※定款細則、職務権限規程、組織規程、庶務規程等

### (iv) 役員報酬

- 設置する役職に役員報酬を支払う場合、法人本部内に役員報酬の財源が確保されているか確認する必要があります。
- 役員報酬規程に、設置する役職に関する役員報酬を定める必要があります。

## **(6) 所轄庁が変更になるとき**

法人本部所在地が他の都道府県市に移転する場合は、移転先の都道府県市が所轄庁となり、定款の必要的記載事項に所轄庁の記載を伴うものがあるため定款変更の必要が生じる場合があります。この場合、移転先の所轄庁にて定款変更を行うこととなります。

(例) 藤枝市から焼津市に法人本部所在地を変更した場合

→藤枝市役所に連絡後、焼津市役所にて定款変更手続きを行います。

また、2以上の市にまたがって事業を行う場合には県に、2以上の都道府県にまたがって事業を行う場合には厚生労働省または地方厚生局に、それぞれ所轄庁が変更になりますので、定款を変更する必要があります。

(例) 藤枝市に法人本部があり、藤枝市内のみで事業を行っていた法人が、焼津市にも事業所を設置した場合

→藤枝市役所に連絡後、静岡県庁にて定款変更手続きを行います。

上記とは逆に、2以上の都道府県または2以上の市にまたがって事業を行っている法人が、1の都道府県市のみで事業を行うことになった場合は、法人本部所在地に属する都道府県市に所轄庁が変更になります。

### **◆申請を行う時期**

上記で述べたような所轄庁が変更となる事由が発生した場合には、現所轄庁に相談後、直ちに理事会及び評議員会で定款変更についての決議を経て、次期所轄庁に申請をする必要があります。

なお、現所轄庁は当該法人に、理事会及び評議員会の決議による承認を得て次期所轄庁に定款変更認可申請を行うように伝えとともに、現所轄庁から次期所轄庁にその旨を連絡します。

次期所轄庁から現所轄庁に認可済の連絡があり次第、保管している法人関係書類を引き継ぎます。

## **(7) その他定款の文言変更**

上記変更事項以外に定款を変更する際にも、定款変更認可申請が必要となります。その際の添付書類については、別途ご案内いたしますので、所轄庁の担当者までお問合せください。

## 第2章 定款変更届

### 1 概要

社会福祉法人の定款変更にかかる事務手続について、簡素化、迅速化を図るため、社会福祉法施行規則第4条に基づき、定款変更のうち下記の事項に該当している場合は、所轄庁への届け出で足りることとなっています。

社会福祉法人が定款変更を届け出るときは、定款変更届と必要な添付書類を所轄庁あてに提出します。

所轄庁では、定款変更届の内容について必要な調査を行い、受理します。

定款変更のうち所轄庁への届け出で足りることとされている事項

- ①事務所の所在地の変更
- ②資産に関する事項の変更で基本財産の増加に係る場合
- ③公告の方法の変更

### 2 定款変更届の流れ

- (1) 定款変更内容を整理した上、所轄庁担当者まで事前相談（電話、来庁どちらでも可能）を行う。
- (2) 変更後の定款（案）、新旧対照表を作成する。
- (3) 理事会において、当該定款変更を評議員会の議題として承認の決議を得る。
- (4) 評議員会の特別決議による承認を得る。
- (5) 「定款変更届」を所轄庁あてに、必要な添付書類とともに提出する。

### 3 定款変更届 様式

【社会福祉法人認可及び監督事務処理要領（市要領）】 第2号様式

（定款変更届）  
第4条 社会福祉法第45条の3第4項の規定による届出は、社会福祉法人定款変更届出書（第2号様式）により行わなければならない。

## 4 書類作成上の注意点

---

- (1) 定款変更添付書類一覧表(21~22ページ)で、必要なものについて2部ずつ提出して下さい。
- (2) 提出書類の用紙の大きさはすべてA4に統一して下さい。A4より小さい書類はA4の台紙に貼付して下さい。
- (3) 申請書が複数枚に渡るときは、割り印又は袋綴じをしてください。
- (4) 申請書の変更前、変更後の条文については、改正部分に下線を引いてください。
- (5) 土地、建物の表示は、1筆、1棟ごととし、登記簿上の記載内容と一致させる必要があります。
- (6) 住所、氏名は一字一句すべて印鑑登録証明書記載のとおりに入力して下さい。  
例：住所 ○…■●町一丁目2番5号 ×…■●町1-2-5
- (7) 理事会及び評議員会の議事録は、議事録本文及び議案書を添付して下さい。また割り印又は袋綴じをし、理事長名の原本証明(日付含む)をしてください。
- (8) 変更前の定款は、割り印又は袋綴じをし、理事長名の原本証明(日付含む)をしてください。
- (9) 変更前及び変更後の定款は、ワード形式によるデータを提出して下さい。

## 5 変更届事項とチェック

---

### (1) 法人本部所在地が移転(変更)したとき

社会福祉法人の本部事務所の所在地が変更された場合、定款上の所在地を変更する必要があります。所轄庁内の移転であれば、所轄庁に定款変更届を提出します。

#### ◆申請を行う時期

法人の所在地を変更する場合は、理事会及び評議員会で定款変更についての決議を経たのち、原則、事務所移転を完了し、法人登記を変更した後に、定款変更届を提出することになります。

## (2) 基本財産(土地、建物及び現金)が増加したとき

社会福祉事業に供する財産（土地、建物及び現金）が増えた場合、基本財産として定款に記載する必要があります。

基本財産の純たる増加（※）については、社会福祉法施行規則第4条にて、定款変更届で足りるとされていますが、増改築や土地の地積変更等のように現行の基本財産に変更を加える増加の場合は、定款変更認可申請の手続になりますのでご注意ください。

### ※「純たる増加」とは

既存の財産の変更ではなく、まったく新しく財産を取得した場合を指します。そのため建物の改築や増築、土地の地積変更等既存の基本財産から変更を加える増加は、純たる増加には該当しません。

(参考) 申請と届出の違い (再掲)

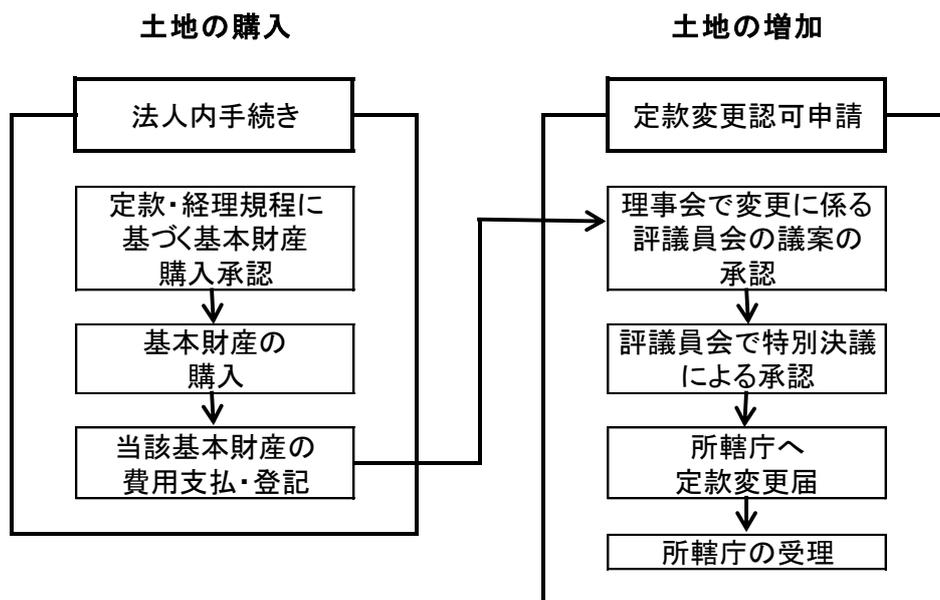
建物	新築	定款変更届	土地	新規取得	定款変更届
	改築	定款変更認可申請		地積変更	定款変更認可申請
	増築	定款変更認可申請	現金	増加	定款変更届
		減少		定款変更認可申請	

### ◆申請を行う時期

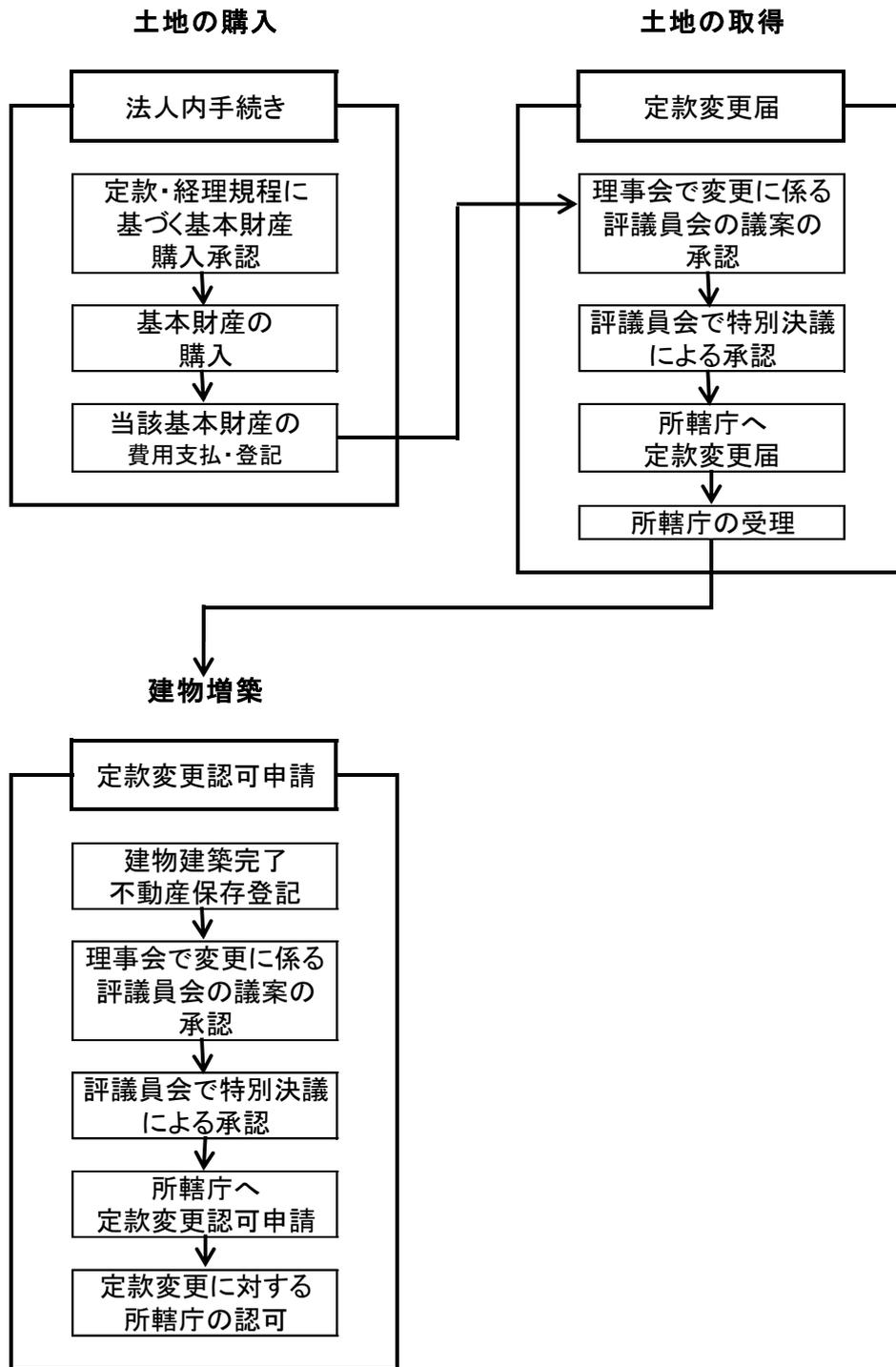
土地の場合は、当該土地を取得し、土地取得費用の支払いや不動産登記等が全て完了した時点で申請を行ってください。

建物の場合は、当該建物の建設工事が竣工した後、工事代金等の全ての支払い及び不動産保存登記が完了した時点で、申請を行うことになります。

現金の場合は、基本財産とする資金を基本財産特定預金に移した後、申請を行うことになります。



**事例** 新たに土地購入し、建物を増築する場合



※土地を取得に係る不動産登記と建物の増築に伴う不動産登記の完了の間で事業年度の決算日をまたがない場合は、一括して定款変更認可申請しても可とする。

### **(3) 公告の方法を変更するとき**

法令・通知の改正等により、公告の方法を変更する必要がある場合は、改正内容に則した定款の変更について、理事会及び及び評議員会の承認の決議を得て、速やかに所轄庁に届け出をしてください。

定款変更添付書類一覧表（○印・・・必要な書類、△印・・・該当する場合のみ必要な書類）

添付書類	事業の追加		事業 廃止	役員 定数 変更	基本財産の変更			法改正等 による 条文整理	備考
	設置 経営	受託 経営			取得	増改築	削除		
申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	
理事会及び評議員会議事録（写）	○	○	○	○	○	○	○	○	理事長名の原本証明 議事録及び議案 袋綴じ又は割り印
変更後の定款	○	○	○	○	○	○	○	○	データによる提出
現行の定款	○	○	○	○	○	○	○	○	理事長名の原本証明 袋綴じ又は割り印
添付書類目録	△	△	-	-	△	△	-	-	軽易なものは省略可
財産目録	○	-	-	-	-	-	-	-	
事業計画書	○	○	-	-	-	-	-	-	
収支予算書	○	○	-	-	-	-	-	-	
受託事業の概要説明書	-	○	-	-	-	-	-	-	
受託契約書（写）	-	○	-	-	-	-	-	-	
関係条例（写）	-	○	-	-	-	-	-	-	
施設建設関係書類									
不動産登記簿謄本	△				○	○	○		
工事関係契約書（写）	△				△	△			
工事関係領収書（写）	△				△	△			
不動産売買契約書（写）	△				△	△			
不動産売買領収書（写）	△				△	△			
不動産賃貸借契約書（写）	△				△	△			
建築確認書又は検査済証（写）	△				△	△			
建物図面（案内、配置、平面）	△	△			△	○			
土地の公図	△				△				

添付書類	事業の追加		事業 廃止	役員 定数 変更	基本財産の変更			準則に 沿った 条文整理	備考
	設置 経営	受託 経営			新築	増改築	削除		
特定財源									
補助金等の決定書（写）	△	-	-	-	△	△	-	-	国縣市、日本財団等からの補助金がある場合
各種補助要綱	△	-	-	-	△	△	-	-	上記補助金がある場合（施設整備後は不要）
助成金決定書（写）	△	-	-	-	△	△	-	-	共同募金、各種助成団体助成金がある場合
借入金決定書（写）	△	-	-	-	△	△	-	-	福祉医療機構等借入金がある場合
建築資金贈与契約書（写）	△	-	-	-	△	△	-	-	土地・建物取得に寄附金を予定している場合
建設資金借入金関係書類									
償還計画	△	-	-	-	△	△	-	-	
償還金贈与契約書（写）	△	-	-	-	△	△	-	-	償還財源に寄附金を予定している場合
残高証明書	-	-	-	-	-	-	△	-	基金を取り崩す場合
施設長就任承諾書、履歴書及び施設長の資格を証する書類									
就任承諾書（写）	△	△	-	-	-	-	-	-	施設を設け、施設長を設置する場合
履歴書（写）	△	△	-	-	-	-	-	-	施設を設け、施設長を設置する場合
資格を証する書類（写）	△	△	-	-	-	-	-	-	開始する事業に資格要件がある場合
廃止事業に係る財産の処分方法	-	-	○	-	-	-	○	-	
事業の廃止届（写）又は認可書（写）等	-	-	○	-	-	-	△	-	
施設設置届（写）又は施設内容変更届（写）	△	△							社会福祉施設を設置、又は届出事項を変更した場合
事業開始届（写）又は事業内容変更届（写）	△	△							社会福祉事業を開始、又は届出事項を変更した場合
指定通知書（写）	△	△	-	-	-	-	-	-	介護保険法、総合支援法に規定する事業の場合
基本財産処分承認書（写）	-	-	△	-	-	△	○	-	基本財産の処分が伴う場合

## 【社会福祉法施行規則】

### (定款変更認可申請手続)

第三条 社会福祉法人は、法第四十五条の三十六第二項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更の条項及び理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。

- 一 定款に定める手続を経たことを証明する書類
- 二 変更後の定款

2 前項の定款の変更が、当該社会福祉法人が新たに事業を經營する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、次に掲げる書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。

- 一 当該事業の用に供する財産及びその価格を記載した書類並びにその権利の所属を明らかにすることができる書類
- 二 当該事業を行うため前号の書類に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限の所属を明らかにすることができる書類
- 三 当該事業について、その開始の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書

3 第一項の定款の変更が、当該社会福祉法人法人が従来經營していた事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、廃止する事業の用に供している財産の処分方法を記載した書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。

4 第二条第三項及び第五項の規定は、第一項の場合に準用する。

### ※参考

### (設立認可申請手続)

### 第二条

3 所轄庁は、前二項に規定するもののほか、不動産の価格評価書その他必要な書類の提出を求めることができる。

5 第一項の認可申請書類には、副本一通を添付しなければならない。

【社会福祉法】

(施設の設置)

第六十二条 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第一種社会福祉事業を經營しようとするときは、その事業の開始前に、その施設(以下「社会福祉施設」という。)を設置しようとする地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

(変更)

第六十三条 前条第一項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

(廃止)

第六十四条 第六十二条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けて、社会福祉事業を經營する者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

(施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始)

第六十七条 市町村又は社会福祉法人は、施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業經營地の都道府県知事に次に掲げる事項を届け出なければならない。

(変更及び廃止)

第六十八条 前条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を經營する者は、その届け出た事項又は許可申請書に記載した事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

(第二種社会福祉事業)

第六十九条 国及び都道府県以外の者は、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業經營地の都道府県知事に第六十七条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

(適用除外)

第七十四条 第六十二条から第七十一条まで並びに第七十二条第一項及び第三項の規定は、他の法律によつて、その設置又は開始につき、行政庁の許可、認可又は行政庁への届出を要するものとされている施設又は事業については、適用しない。

## 第3章 基本財産処分承認申請

### 1 概要

社会福祉法人が基本財産を処分するに当たっては、事前に基本財産処分承認申請書と必要な添付書類を所轄庁に提出し、承認を受けなければなりません。所轄庁では申請の内容について審査及び調査を行い、基本財産処分の承認を行います。

なお、所轄庁の承認を得る前に、基本財産の処分を行うことはできません。

基本財産は定款記載事項であるため、基本財産を処分した際には、定款の変更を伴うものとなります。したがって、所轄庁の承認を受け、当該財産を処分した後、速やかに定款変更の手続を行うことが必要です。

#### 特例～基本財産処分承認が不要な場合～

社会福祉施設の改築に当たって、老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、基本財産処分承認申請を必要としないこととなっています。老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる前提として、当該施設の財産的価値が消失又はこれに準ずる状態にあると判断されているので、改めて財産処分の承認を要しないと取扱いがなされています。こちらに該当するか否かは、各補助金担当部署にご確認下さい。

#### **【社会福祉法人の認可について（局長通知）定款例】**

(基本財産の処分)

第二十九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

## 2 基本財産処分承認申請の流れ

---

- (1) 基本財産処分内容を整理した上、所轄庁担当者まで事前相談（電話、来庁どちらでも可能）を行う。
- (2) 理事会において、基本財産処分について承認の決議を得る。また、基本財産の処分について、評議員会の議題として承認の決議を得る。
- (3) 評議員会で、基本財産の処分について決議を得る。
- (4) 「基本財産処分承認申請書」を所轄庁あてに、必要な添付書類とともに提出する。
- (5) 提出してから、所轄庁において審査が行われ、適当と認められた場合に「基本財産処分承認書」が交付される。  
※「基本財産処分承認書」に記載がある承認日以降において、当該基本財産の処分を行うことができます。
- (6) 所轄庁の承認があったのち、当該基本財産を処分した時点で速やかに基本財産減少または変更の定款変更認可申請の手続を行い、定款変更の認可を受ける。

## 3 基本財産処分承認申請書 書式

---

【社会福祉法人の認可について（局長通知）】

別記第1 社会福祉法人関係申請書類様式例 様式第5

【社会福祉法人の認可について（局長通知）】

審査基準

第5 その他

- (6) 法人に関する申請書等の様式は、当該申請者等に別段の支障がない限り、別記第1の様式例によるよう指導すること。

#### 4 書類作成上の注意点

---

- (1) 基本財産処分添付書類一覧表（29ページ）で、必要なものについて2部ずつ提出して下さい。
- (2) 提出書類の用紙の大きさはすべてA4に統一して下さい。A4より小さい書類はA4の台紙に貼付して下さい。
- (3) 申請書が複数枚に渡るときは、割り印又は袋綴じをしてください。
- (4) 土地、建物の表示は、1筆、1棟ごととし、登記簿上の記載内容と一致させる必要があります。
- (5) 住所、氏名は一字一句すべて印鑑登録証明書記載のとおりに入力して下さい。  
例：住所 ○…■町一丁目2番5号     ×…■町1-2-5
- (6) 理事会及び評議員会の議事録は、議事録本文及び議案書を添付してください。また割り印又は袋綴じをし、理事長名の原本証明（日付含む）をしてください。

## 5 基本財産処分承認申請事項

---

### (1) 基本財産(土地、建物)の取り壊し、売却、譲渡及び貸与

社会福祉法人の基本財産の土地及び建物について、取り壊し、売却、譲渡、貸与する場合は、基本財産の処分に該当するため、処分する前に所轄庁の承認を得る必要があります。

#### ◆留意点

- (i) 基本財産処分の必要性
- (ii) 基本財産処分方法の妥当性
- (iii) 基本財産処分手続の適法性

### (2) 基本財産(土地、建物)の運用財産等への転換

基本財産の土地及び建物について、社会福祉事業の廃止に伴う運用財産への転換や公益事業用財産、収益事業用財産への転換をすることは、基本財産の処分に該当するため、処分する前に所轄庁の承認を得る必要があります。

### (3) 基本財産(基金)の取崩し

基本財産基金を全部若しくは一部取崩しをする場合は、基本財産の処分に該当するため、処分する前に所轄庁の承認を得る必要があります。

#### ◆留意点

- (i) 基本財産処分の必要性
- (ii) 基本財産処分方法の妥当性
- (iii) 基本財産処分手続の適法性
- (iv) 取崩す基本財産基金の用途計画

## 6 基本財産処分添付書類一覧表

(○印…必要な書類、△印…該当する場合のみ必要な書類)

	必要書類	不動産の売却等	建物の取壊し	現金（基金） の取崩し
基本書類	基本財産処分承認申請書	○	○	○
	添付書類目録	○	○	○
	理事会議事録（写）	○	○	○
	評議員会議事録（写）	○	○	○
	財産目録	○	○	○
	不動産登記事項証明書	○	○	—
	定款	○	○	○
各種関係書類	不動産の価格評価書 又は税の評価証明書	○	—	—
	売買価格等を証明する書類 ・ 売買仮契約書（写） ・ 買取確約書（写） 等	○	—	—
	売却金等の使途計画	○	—	—
	補助金等の決定通知書（写）	△	—	△
	助成金決定通知書（写）	△	—	△
	借入金決定通知書（写）、 金銭消費貸借契約書（写）等	△	—	△
	土地の公図	△	—	—
	建物の図面 （案内図、配置図、平面図）	△	○	—
	抵当権者の承諾書	△	△	—
	土地所有者の承諾書	—	△	—
	残高証明書及び通帳の写し （表紙と該当ページの写）	—	—	○
	取崩し金の使途計画書	—	—	○
	その他所轄庁が必要と認めた書類	△	△	△

【社会福祉法人の認可について（局長通知）別記第1社会福祉法人関係申請書類様式例様式第5】

- 4 この申請書には、次の書類を添付すること。
- (1) 定款に定める手続を経たことを証明する書類
  - (2) 財産目録
  - (3) 処分物件が不動産の場合は、その価格評価書

## 第4章 基本財産担保提供特例

### 1 概要

---

社会福祉法人が、基本財産を担保に供しようとするに当たっては、理事会及び評議員会の承認を得て所轄庁の承認を得る必要がありますが、以下に掲げる場合には所轄庁の承認を必要としません。

- ① 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- ② 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約者を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- ③ 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に窮する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく届け出るものとする。

### 2 特例の手続き

---

特例③の適用を受ける場合は、事前に定款に規定されていること、融資を受ける前に関係行政庁の意見書を所轄庁に届け出る必要があります。

なお、償還が滞った場合には、現在の償還計画及び償還状況、並びに今後の償還計画がわかる資料を付けて届け出ることが必要です。

### 3 Q & A

---

- Q 1. 社会福祉施設には、保育所などの第2種社会福祉事業に類するものも含むと考えてよいか。
- A. お見込みのとおり。ここでいう「社会福祉施設」とは、社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する事業を実施するために直接必要な施設を指す。
- Q 2. 施設整備とは、具体的に何を指すのか。
- A. 社会福祉事業を実施するために必要な施設の新築及び増設並びに改築を指す。また、新築等に伴い必要となる土地の取得費用は含むものとする。設備整備のみを単独で行うものや運営費は含まない。
- Q 3. すでに貸付を受けている法人が民間金融機関に借換することも対象となるのか。
- A. 借換を目的とするものは含まない。
- Q 4. 担保とできる基本財産は、当該貸付を受けて整備する施設に限らずに、法人が所有する他の施設（基本財産）も含むと考えてよいか。
- A. 含まない。担保とできる基本財産は当該貸付を受けて整備する施設（土地も含む）に限る。
- Q 5. 確実な金融機関とは、何を指すのか。
- A. 銀行法に基づく認可を受けた銀行、信用金庫法に基づく認可を受けた信用金庫、中小企業等協同組合法に基づく認可を受けた信用協同組合、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫を想定している。
- Q 6. 関係行政庁とは、何を指すのか。
- A. 貸付を受けて整備する施設の各種計画（介護保険事業計画等）との整合性や、事業実施の確実性などをチェックするため、当該施設を所管する自治体の施設所管部局を想定している。
- Q 7. 「償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出る」とあるが、償還が滞ったと判断する基準はあるか。また、法人は何を届け出る必要があるか。
- A. 償還の方法にもよるが、目安としては、毎月償還としている場合、償還期日を2ヶ月超過したときとする。ただし、特別な事情により期日を超過したものであって、以後の償還計画に来さない場合は除く。償還が滞った場合、法人は現在の償還計画償還状況、並びに今後の償還計画がわかる資料を届け出ることが必要。

## 第5章 様式集

様式第 2

(表面)

社会福祉法人定款変更認可申請書			
申請者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名称		
	理事長の氏名		
申請年月日			
定款変更の内容及び理由	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	

(裏面)

定款変更の内容及び理由	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙(大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。  
また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第 3 条第 1 項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第 2 項又は第 3 項に規定する書類を添付すること。

社会福祉法人定款変更届出書			
届出者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名称		
	理事長の氏名		
届出年月日			
定款変更の内容及び理由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

様式第 5

基本財産処分承認申請書	
申請者	主たる事務所の所在地
	ふりがな 名称
	理事長の氏名
申請年月日	
基本財産処分の内容	
基本財産を処分する理由	
処分物件	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 基本財産処分の内容欄には、処分の種類(売却、賃貸等)、処分の相手方(買主、借主等)、処分の対価(売買価格、賃貸料等)等を記載すること。
- 3 処分物件の欄には、処分する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びに申請時における具体的な用途を記載すること。
- 4 この申請書には、次の書類を添付すること。
  - (1) 定款に定める手続を経たことを証明する書類
  - (2) 財産目録
  - (3) 処分物件が不動産の場合は、その価格評価書
- 5 この申請書の提出部数は、正本 1 通、副本 1 通とすること。

(別紙2)

### 民間金融機関からの借入に関する意見書

**【事業の概要及び資金計画】**

借入申込法人名: \_\_\_\_\_ 施設種類: \_\_\_\_\_ 施設名称: \_\_\_\_\_  
※社会福祉施設が各種計画及び貸付計画に該当するなどの事項に該当する場合はあらかじめ記載すること。

借入先金融機関名: \_\_\_\_\_ 担保物件: \_\_\_\_\_  
※貸付金まで借入すること。 ※担保物件には、借入に供する基本財産を具体的に記入すること。 (裏紙: 2/2)

総事業費	民間金融機関借入金	補助金・交付金	共同基金	贈与金	その他借入金	自己資金

(注) 資金計画は入札前の場合、概算見積を元に作成してください。入札等により資金計画に変更があった場合は借入の通知をいたします。

【添付書類】  
 ① 事業計画書 ② 償還計画書 ③ 金融消費実態契約書(簿) ④ 担保物件の不動産登記事項証明書 ⑤ 理事会・評議員会の議事録

**【都道府県知事(指定都市又は中核市の長)の意見】**(該当箇所をチェックを入れてください)

1 都道府県の各種計画等との整合性  
 当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められる。  
 当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められない。

2 当該事業に対する補助  
 当該事業の必要性を考慮し、補助する予定である。[補助予定額 \_\_\_\_\_ 千円](内訳は別添様式のとおり)  
 当該事業に対する補助はない。  
 補助する予定はない。  
 特記事項( \_\_\_\_\_ )

3 当該事業の必要性  
 当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認めるものである。  
 当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認められないものである。  
 その他、以下の特記事項のとおり。  
 特記事項( \_\_\_\_\_ )

平成 年 月 日  
 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長 (印)

社会福祉法人所管部局長 殿 (作成担当: \_\_\_\_\_ 課・室(〒 \_\_\_\_\_ ))

**【市区町村長の意見】**(該当箇所をチェックを入れてください)

1 市区町村の各種計画等との整合性  
 当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められる。  
 当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められない。

2 当該事業に対する補助  
 当該事業の必要性を考慮し、補助する予定である。[補助予定額 \_\_\_\_\_ 千円](内訳は別添様式のとおり)  
 当該事業に対する補助はない。  
 補助する予定はない。  
 特記事項( \_\_\_\_\_ )

3 当該事業の必要性  
 当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認めるものである。  
 当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認められないものである。  
 その他、以下の特記事項のとおり。  
 特記事項( \_\_\_\_\_ )

平成 年 月 日  
 市区町村の長 (印)

社会福祉法人所管部局長 殿 (作成担当: \_\_\_\_\_ 課・室(〒 \_\_\_\_\_ ))

※印名・押印については、提供された方で差し支えありません。

